

議案第76号

特別職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例の制定について

特別職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成26年11月28日提出

加西市長 西村 和平

## 特別職に属する常勤の職員の給与の特例に関する条例

### (市長の給料月額)

第1条 平成27年1月1日から同月31日までの間における市長の給料月額に係る特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例（昭和42年加西市条例第17号。以下「条例」という。）附則第5項の規定の適用については、同項中「100分の30」とあるのは「100分の40」とする。

### (副市長の給料月額)

第2条 平成27年1月1日から同月31日までの間における副市長の給料月額に係る条例附則第6項の規定の適用については、同項中「100分の20」とあるのは「100分の30」とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

児童手当の振込遅延により多大なご迷惑をおかけしたことをはじめ、職員の事務処理ミスが続いている状況に対する信用失墜の責任として、平成 27 年 1 月分の市長及び副市長の本則給料月額を 10 分の 1 減額するもの。

**【概要】**

- ・市長給料月額 : 本則 940,000 円 現行 658,000 円 減額後 564,000 円
- ・副市長給料月額 : 本則 752,000 円 現行 601,600 円 減額後 526,400 円